第八項第二号	租税条約の相手国等	非居住者又は外国法人に係る外国
第八項第五号及び第六号	配当等の	対象配当等の
第八項第十号	相手国等の権限ある当局	非居住者又は外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関
第九項	平成二十六年一月一日	適用開始日
第十一項	第三国団体上場株式等配当等	第三国団体上場株式等対象配当等
	次条第八項	外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第四項において準用する次条第八項
	特定上場株式等配当等	特定上場株式等対象配当等
	第二条の五第九項	外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第五項において準用する第二条の五第九項
第十二項	次条第十一項又は	外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第四項において準用する次条第十一項又は外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第五項において準用する
第十二項第一号	相手国団体上場株式等配当等につき当該相手国団体上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除	相手国団体上場株式等対象配当等につき外国居住者等所得相互免除法第十五条第五項又は第六項の規定の適用
第十二項第二号	配当等の	対象配当等の
第十四項	第八項に規定する租税条約の規定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第十五条第六項の規定の適用
同項第一号	租税条約の相手国等の権限ある当局	非居住者又は外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関
	相手国団体が	相手国団体が当該外国の法令により所得税に相当する税の課税標準となる
	つき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等	相当する所得を当該相手国団体に相当するものの所得とした場合にその所得に対して当該所得税に相当する税が課されるとしたならば当該外国において同条第六項の規定により当該相手国団体上場株式等対象配当等に対して所得税を課さないこととされる条件と同等の条件により所得税に相当する税の免除を受けることができる場合における当該その者であつて、かつ、外国
第十五項	相手国等の権限ある当局	外国の租税に関する権限のある機関

4　租税条約等実施特例省令第二条の四第一項（第六号ホを除く。）から第五項まで及び第七項から第十八項まで（第八項第四号を除く。）の規定は、法第十五条第七項又は第八項の規定の適用がある同条第七項に規定する第三国団体対象配当等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第二条の四第一項第一号から第七号まで（第六号ホを除く。）及び第十号、第四項、第七項並びに第八項中「第三国団体配当等」とあるのは「第三国団体対象配当等」と、同項（第四号を除く。）並びに同条第十一項から第十四項まで（第十二項第一号を除く。）、第十六項（第二号を除く。）及び第十七項中「第三国団体上場株式等配当等」とあるのは「第三国団体上場株式等対象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める	外国居住者等所得相互免除法第十五条第六項の規定の適用を受けるための
を同項	を前項
第十六項第一号	相手国等	外国
第十六項第二号	相手国団体上場株式等配当等につき当該相手国団体上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除	相手国団体上場株式等対象配当等につき外国居住者等所得相互免除法第十五条第五項又は第六項の規定の適用
第十六項第三号及び第五号	係る配当等	係る対象配当等
	第二号の租税条約の相手国等	相手国団体上場株式等対象配当等に係る外国

第一項	法第三条の二第七項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第十五条第七項
	第三国団体配当等（	第三国団体対象配当等（
	「第三国団体配当等	「第三国団体対象配当等
	当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除	外国居住者等所得相互免除法第十五条第七項又は第八項の規定の適用
	、当該第三国団体配当等	、当該第三国団体対象配当等
	当該租税条約の効力発生の日	適用開始日（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十六条第一項に規定する適用開始日をいう。以下同じ。）
	受ける第三国団体配当等	受ける第三国団体対象配当等
第一項第二号	租税条約の相手国等	非居住者又は外国法人に係る国以外の外国（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国をいう。以下同じ。）
	当該相手国等の	当該外国において設立された